

5 申請書類等の配布場所と申請方法

配布場所	申請方法
<ul style="list-style-type: none">各学校宮城県教育庁総務課宮城県各教育事務所（県の大河原合同庁舎，仙台合同庁舎，大崎合同庁舎，石巻合同庁舎，気仙沼合同庁舎内にあります。） <p>※ ほか，県教育委員会のHPからダウンロードすることもできます。</p>	下記宛てに郵送してください。 宮城県教育庁総務課 〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8-1 ☎ 022-211-3613

6 受給者の状況に変更があったときは…

次のような場合は，県教育委員会に，速やかに異動届を提出（郵送）してください。

- (1) 児童生徒が学校を転校したとき
- (2) 保護者の再婚等により，児童生徒が奨学金の対象者でなくなったとき
- (3) 奨学金の給付を辞退しようとするとき
- (4) 児童生徒又はその保護者の氏名，住所，連絡先に変更があったとき
など

※ 一部の事由については，確認のため，必要書類を添付していただく場合があります。詳しくは，異動届の様式の裏面を御確認ください。



- 奨学金の振込先の口座は，**児童生徒本人名義**のものとしてください。
- 申請の内容に虚偽等があり，不正に受給したと認められる場合は，給付の決定が取り消され，既に給付した奨学金の全部又は一部を返還していただく場合があります。



この奨学金についてのお問い合わせ先

宮城県教育庁総務課
〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
☎022-211-3613 Email kyoikgy@pref.miyagi.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/support.html>

保護者を亡くされた小・中学生向け奨学金

遺児等サポート奨学金のご案内

遺児等サポート奨学金は，宮城県が行う新しい給付型奨学金の制度です



1 遺児等サポート奨学金とは？

次の①、②のいずれにも該当する方を対象とした給付型の奨学金です。

①県内の小学校、中学校、特別支援学校小学部若しくは中学部、義務教育学校又は中等教育学校前期課程に在籍する方

②その保護者（親権を行う方、未成年後見人その他の方で、児童生徒を現に監護する方をいいます。）が、東日本大震災以外の要因（病気、事故など）により亡くなった方



ただし、保護者の再婚や事実婚、児童生徒が保護者以外の方と養子縁組をするなどにより、亡くなった保護者に代わり児童生徒を監護する方がいる場合は、該当になりません。
詳しくは、Q&Aを御覧いただくか、担当までお問い合わせください。



返還が
必要なの？

給付型の奨学金ですので、
返還の必要はありません。



2 奨学金の種類と給付額等

種類	給付額	給付対象者	給付対象期間
月額金	10,000円	対象者に該当する方	申請のあった日の翌月から、対象者に該当しなくなった日の属する年度の3月まで
卒業時一時金 (小学校)	150,000円	県内の小学校等を卒業する年の1月から3月までの間に1の対象者に該当する期間がある方で、その年の5月までに申請した方	
卒業時一時金 (中学校)	200,000円	県内の中学校等を卒業する年の1月から3月までの間に1の対象者に該当する期間のある方で、その年の5月までに申請した方	



【給付対象期間について】

月額金は、年度の途中で、保護者の再婚等や県外の学校への転校などにより対象者でなくなった場合も、その年度の3月分までは給付の対象となります。
(ただし、給付対象期間中でも、年度が変わって引き続き給付を希望される場合は、現況届の提出が必要です。詳しくは右上を参照してください。)

3 申請書類と提出時期

種類	申請の内容	申請書等の種類	添付書類 (申請又は届出の都度、提出が必要です。)	提出時期
月額金	新たに月額金の給付を受けようとするとき	奨学金申請書	①学校の在籍証明書 (一時金の場合は、卒業(修了)(見込)証明書) ②給付対象者の戸籍謄本 ③給付対象者を含む世帯全員の住民票(写し可) ④月額金を新規に申請するときは、振込先通帳の写し(表紙と1ページ目) ※上記のほか、教育長が必要と認める書類の提出を求められます。	随時
	前年度以前に月額金の給付決定を受けた方が、継続して月額金の給付を受けようとするとき	現況届		毎年度4月中
一時金	一時金の給付を受けようとするとき	奨学金申請書		卒業する年の1月から5月まで



- 添付書類のうち、**戸籍謄本と住民票の写し**は、以下のものを提出してください。
なお、兄弟姉妹で申請する場合、戸籍謄本と住民票の写しは1通ずつで結構です。
- 初めて月額金を申請するとき**・・・申請前3か月以内に発行されたもの
※戸籍謄本に保護者の死亡日が記載されない場合は、保護者が亡くなったことがわかる書類(除籍謄本等)も追加で提出してください。
- 現況届を提出するとき**・・・当該年度の4月1日以降に発行されたもの
※戸籍謄本は、児童生徒の最新の戸籍状況を確認しますので、亡くなった保護者が記載されていなくても結構です(除籍謄本等は必要ありません)。
- 一時金を申請するとき**・・・卒業する年の1月1日以降に発行されたもの



給付決定を受けた方でも、年度が変わって引き続き給付を希望される場合は、**現況届の提出が必要です。**
現況届の提出がない場合は、その年度の月額金は給付されません。

4 給付の時期と給付方法

①月額金

原則として、申請された月の翌月分から給付対象となりますが、奨学金の対象となった日(保護者の死亡日や県内学校への転入日)から30日以内に申請された場合は、奨学金の対象となった日の属する月の翌月分から給付対象とします。

給付の時期は、申請の時期によって異なりますが、原則として、7月と1月の年2回に分けて半年分ずつ口座振込で給付します。

②一時金

卒業する年の2月中旬頃までに申請があった方は3月下旬に、2月下旬以降5月までに申請があった方は6月下旬に口座振込で給付します。

